

JHF委員会設置規程

制定 1994年06月01日 理事会
改正 2003年04月12日 理事会
改正 2006年03月23日 理事会
改正 2010年10月19日 理事会
改正 2018年03月01日 理事会

(根拠)

第1条 公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下JHFという)の定款第23条に基づき、委員会を置く事ができる。

(目的)

第2条 委員会は、理事会の諮問に応ずると共に、理事会から委嘱された事業を遂行し、もってJHFの円滑な事業運営に寄与することを目的とする。

(所属)

第3条 委員会は理事会に直属する。

(業務)

第4条 委員会はJHFの事業方針に基づき以下の業務を行う。

- (1) 諮問事項の検討と答申
- (2) 専門事項の検討と答申
- (3) 委嘱された事業の年間計画・予算案の理事会提出
- (4) 年間計画に基づく事業の運営

(議事録)

第5条 委員会における討議内容及び決定事項は議事録に残し、委員会の開催後、速やかに理事会に提出しなければならない。

(常設委員会)

第6条 JHF事業遂行のため次の常設委員会を置くことができ、それぞれに統轄担当理事を置く。

- (1) パラグライディング競技委員会
- (2) ハンググライディング競技委員会
- (3) 教員・スクール事業委員会
- (4) 制度委員会
- (5) 補助動力委員会
- (6) 安全性委員会
- (7) ハングパラ振興委員会

(常設委員会の定員)

第7条 委員会を構成する委員の定数は原則次のとおりとする。但し委員会の業務を鑑み理事会が定める事ができる。

- (1) パラグライディング競技委員会 5名
- (2) ハンググライディング競技委員会 5名
- (3) 教員・スクール事業委員会 6名
- (4) 制度委員会 5名
- (5) 補助動力委員会 5名
- (6) 安全性委員会 6名
- (7) ハングパラ振興委員会 5名

(常設委員の任期)

第8条 常設委員の任期は委嘱日より2年とする。

(委員の選任)

第9条 委員は理事会が候補者から選任し、会長が委嘱する。

(委員の候補者)

第 10 条 委員の候補者はJHFの広報手段を通じて公募する

(委員の補充)

第 11 条 理事会が特に認めた場合は、期中に委員会委員の補充を行うことができる。

2 補充される委員の任期は委嘱時から第 8 条に定める通常選任された委員の任期満了時までとする。

(委員の義務)

第 12 条 委員は委嘱された職務を誠実に遂行し、その責務を他に任せてはならない。

(委嘱の停止)

第 13 条 理事会は委員が第 12 条の義務を遂行できないと判断した場合、または委員にふさわしくない行為や言動があったと判断した場合には、会長は理事会の決議に基づき委員の委嘱を停止することができる。

(委員長)

第 14 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選任し会長が任命する。

(委員長の義務)

第 15 条 委員長は委員会の代表として第 4 条に定める委員会の業務の遂行に責任を持つとともに、委員会の事業の計画、および事業の実施報告を理事会に提出する。

(特別委員会)

第 16 条 理事会が必要と認めた場合、第 6 条に定める常設委員会以外に特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は常設委員会と同様に、本規程に沿って事業を遂行するものとする。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(実施の時期)

この規程は、2010年10月19日から実施すると同時に1994年に制定されたJHF委員選任規程はこれを廃止する。

この規程の一部改正(第1条、第2条、第4条、第6条、第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条)は2018年03月01日から実施する。